

第 3 3 回議会運営委員会記録

平成 3 1 年 2 月 1 4 日

【開催日】 平成31年2月14日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時43分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	笹木 慶之
委員	奥 良 秀	委員	河崎 平 男
委員	河野 朋 子	委員	高松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松 夫
委員外議員	山田 伸 幸	委員外議員	吉永 美 子

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	議会事務局次長	石田 隆
主査兼庶務調査係長	島津 克 則	議事係長	中村 潤之介

【付議事項】

- 1 申し合わせ事項71、107の改正について
- 2 平成31年第1回（3月）定例会に関する事項について・・・資料1
 - (1) 会期案について
 - (2) 所管事務調査報告について
 - (3) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について
 - (4) 人事案件について
 - (5) 代表質問について・・・資料2
 - (6) 議事日程案について・・・資料3
 - (7) 陳情・要望書の取扱いについて・・・資料4
- 3 その他
 - (1) 全員協議会の開催日
 - (2) 議会運営委員会の開催日
 - (3) 市議会モニターの意見について・・・資料5

午前 10 時 開会

大井淳一郎委員長 皆さん、おはようございます。ただいまより、第 33 回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほど、よろしくお願いいたします。それでは、まず 1 点目。申し合わせ事項 71、107 の改正について。事務局の説明を求めます。

中村議会事務局議事係長 それでは付議事項の一つ目、申し合わせ事項 71、107 の改正についてです。申し合わせ事項 71 は「発言の場所」についてですが、昨年 3 月定例会のときに、代表質問について別紙の資料という形で方法を記載しておりました。その際に最初の一括質問を登壇して行うというところがあったんですが、それについて改正をしておりませんでしたので、このたび改正するものです。また、申し合わせ事項 107 は「会期中の常任委員会の開催」ですが、12 月試行でこの 3 月から本格的に 2 委員会同時に開催できる体制となっておりますので、申し合わせ事項の変更を行っているものです。内容は記載のとおりです。代表質問については、後ほど資料 2 で御説明します。

大井淳一郎委員長 付議事項 1 点目、申し合わせ事項の改正についてですが、皆さんのほうで確認したいこと、気になる点がありましたら。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上といたします。2 点目、平成 31 年第 1 回（3 月）定例会に関する事項について、資料 1 を参照ですが、これは（6）まで一気に報告されるということで。

中村議会事務局議事係長 それでは付議事項の 2 番、平成 31 年第 1 回（3 月）定例会に関する事項について、（6）まで説明します。資料 1 を御覧ください。市長提出議案が 46 件提出されております。平成 30 年度関係議案 12 件の内訳ですが、一般会計予算決算常任委員会関係が 1 件、民

生福祉常任委員会関係が4件、産業建設常任委員会関係が5件、人事案件が1件、そして報告案件が1件となっております。平成31年度関係議案34件の内訳ですが、一般会計予算決算常任委員会関係が1件、総務文教常任委員会関係が8件、民生福祉常任委員会関係が14件、産業建設常任委員会関係が11件となっております。このうち、議案第23号は農業委員会関係にも関わるところなのですが、人事課が主に説明されるということなので総務文教常任委員会としております。議案第24号も複数の所管にまたがりますが財政課が主に説明をされるということで総務文教常任委員会へとしております。これも関係各課への出席も同時の求めることも考えられようかと思えます。議案第28号は民生福祉常任委員会へとしておりますが、こちらも都市計画課関係があり産業建設常任委員会と所管がまたがりますので、組織条例上環境課のほうが順番が先なので、このようにしております。それでは、(1) 会期案についてですが、2月20日水曜日から3月25日月曜日までの34日間の会期といたしたいと思えます。(2) 所管事務調査報告についてです。民生福祉常任委員会から所管事務調査報告があるということで、申し合わせ事項にのっとり本会議初日の2月20日に行うこととしております。(3) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告についてです。こちらも申し合わせ事項44のとおり、今定例会初日の2月20日に行っていただくことになります。(4) 人事案件についてです。先ほどの議案の中にありますように、人事案件が1件あります。こちらについても、申し合わせ事項62により行うことになりますので、委員会付託を省略し、原則として本会議初日に上程し、即決となります。(5) 代表質問についてです。資料2を御覧ください。昨年3月定例会のときにも同じ資料をお付けいたしておりましたが、多少変更がありましたので、もう一度説明します。

1、代表質問とは。代表質問は、会派の政策を明らかにし、その見地から執行機関の所信、見解を求めるものである。代表質問の内容については、会派内で事前に政策論争を十分行い、その結論を発言すべきであり、これによりその会派の政策を知ることができる。発言する議員に一任する方法では個人質問と同じで、代表質問とはいえない。代表質問をする

ことにより会派内の政策論議が活発になる。代表質問は、市の基本的な事項を対象とし、詳細な事項は他の議員の一般質問や委員会での審査に任せ、また、重複しないようにする必要がある。これは昨年と同じです。

2、実施内容。(1) 実施時期については、3月定例会で行うということになります。(2) 質問内容は、施政方針についてということで、通告は「1、平成31年度施政方針について」とする。施政方針に記載している事項と関連のないものは通告しない。(3) 質問者については、会派のうちから一人。現状、会派が6会派ありますので、最高6人になろうかと思えます。ここが昨年からの変更となります。そして、最初の一括質問のみ登壇となります。また、冒頭に会派名、会派所属議員、会派理念等について述べることとなります。(4) 質問時間については、一人当たり60分以内、そして今のところ一人終了するたびに休憩を挟むという昨年同様の形にさせていただいています。今回6人でしたら、後の議事日程でも説明しますが、午前10時からの代表質問としておりますので、こちらも議論になろうかと思えます。(5) 質問方式については、申し合わせ事項にありますとおり一括質問方式となります。(6) 答弁者については、最初に総括的な答弁を市長が行い、その後、必要に応じて詳細部分について担当参与から答弁する。(7) その他。会派を構成していても代表質問をしないこともできる、これは昨年のままです。質問が重複しないように出来る限り調整する、これもそのままです。通告書の提出は、下記のとおり実施する、こちらを申し合わせのとおりに戻しています。ですので、20日が本会議初日になりますので、次の日の21日の木曜日正午までで代表質問通告書の提出と抽選をしていただきます。22日、この提出の次の日ですが、午後4時までに代表質問の趣旨書の提出、その後に質問者による代表質問の調整をしていただくこととなります。引き続きまして、(6) 議事日程案についてです。資料3を御覧ください。本会議の初日は2月20日水曜日となります。午前10時に始まりまして、会期の決定。諸般の報告、これは議会事務局からの事務報告です。それから、先ほど申しました民生福祉常任委員会の所管事務調査報告、宇部・山陽小野田消防組合議会の報告があります。そして、同意1件を

上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決。報告1件を報告。これが資料1にありました大学推進室からの報告案件になります。次に、平成30年度関係議案10件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託。平成31年度施政方針及び平成31年度関係議案34件を一括上程、提案理由の説明までが、本会議初日となります。翌日21日木曜日は、一般質問通告締切りと代表質問通告締切りが正午までとなります。午後1時から議会運営委員会で、代表質問と一般質問について協議となります。22日金曜日は、午前9時から民生福祉常任委員会と一般会計民生福祉分科会、午前10時から一般会計総務文教分科会としています。また、午後4時に代表質問趣旨書の締切りののち、代表質問の調整を行います。23日土曜日、24日日曜日は休会。25日月曜日は、午前9時から産業建設常任委員会と一般会計産業建設分科会、26日火曜日は、午前10時から一般会計理科大分科会としています。27日水曜日は、休会、28日木曜日は、代表質問を午前10時からで予定しています。3月1日金曜日は、午後1時から一般質問、2日土曜日、3日日曜日の休会を挟んで、4日月曜日と5日火曜日は、午前9時30分から一般質問としています。こちらについては、代表質問の締切り等を申し合わせ事項外で設定しておりましたので、代表質問を1日繰り下げて一般質問の日にちが1日削られております。12月定例会のときにお示ししたものと違っております。大変申し訳ありませんでした。こちらで予定しております。6日水曜日は、午前10時から平成30年度分に係る一般会計予算決算常任委員会の全体会です。午後1時から本会議を開催し、付託案件である平成30年度関係議案の委員長報告、質疑、討論及び採決。終了後、平成31年度関係議案に対する質疑、委員会付託を予定しています。本会議終了後は、平成31年度に係る一般会計予算決算常任委員会の全体会を行います。7日木曜日は、総務文教常任委員会と一般会計総務文教分科会並びに民生福祉常任委員会と一般会計民生福祉分科会を午前9時から開催予定としています。8日金曜日は、午前9時から総務文教常任委員会と一般会計総務文教分科会、午前9時30分から産業建設常任委員会と一般会計産業建設分科会としています。9日土曜日、

10日日曜日の休会を挟んで、11日月曜日は、午前9時から民生福祉常任委員会と一般会計民生福祉分科会、産業建設常任委員会と一般会計産業建設分科会を予定しています。12日火曜日は、午前10時から一般会計理科大分科会を予定しています。13日水曜日、14日木曜日は委員会予備日を設けております。15日金曜日、16日土曜日、17日日曜日、18日月曜日は休会です。19日火曜日は、午前10時から一般会計予算決算常任委員会の全体会を行います。20日水曜日は、議事整理日で休会。21日木曜日は、祝日による休会。22日金曜日は、議事整理日で休会、23日土曜日、24日日曜日は休会となります。25日月曜日は、本会議最終日を午前10時から開催して、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、そして閉会中の調査事項についてという流れになります。以上で、議事日程案の説明を終わります。

大井淳一郎委員長　ただいま、事務局のほうから説明がありました。一つ一つ確認していきましょう。まず、会期案についてですが、2月20日から3月25日まで34日間ということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）所管事務調査報告が民生福祉のほうからあるということ、それから宇部・山陽小野田消防組合議会の報告が申し合わせに従い報告が初日にあるということ、それから人事案件も申し合わせ事項62のとおり行うということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、代表質問です。資料2です。昨年にも出されたもので、会派が一つ増えたということも踏まえての変更等若干の変更がありますが基本的なところは変わっていないと思います。皆さんのほうで確認したいんですが、中でも質問時間が一人当たり60分以内で一人終了するごとに休憩を挟むとなっておりますが、恐らく今6会派あって全会派から出た場合、午前2人午後4人だと思うんですけど、ちょっとまともに休憩を1人ずつ入れていたら、時間がはみ出るなというところもあります。そういうこともありますので、今回どのように対応していくのか、この点も含めて代表質問について皆さんのほうで気になる点とかちょっと協議したいことがあればと思います。

笹木慶之副委員長 一番気になるところですが、質問内容ということで、施政方針についてということになっていますよね。その中の二番目に施政方針に記載している事項と関係のないものは通告しないということなんです。施政方針に記載している事項の捉え方の問題です。どのレベルで捉えるかが非常に微妙なところがあると思うんですが、その辺りは余り細かい制約はないというふうに理解していいんですか。

大井淳一郎委員長 ただ、とはいえ、一応最初に市の基本的な事項を対象としてということですので、余り細かいとか離れたのはないのかなという認識で。私も当時作成したところなんで、そういう認識なんですけれども、余り細かい数字とかを聞くのは代表質問ではないなとは思っていませんけれどもね。

笹木慶之副委員長 もちろんそういうことではなしに、政策の大きなもの、今回も三つの大きな柱が出ていますが、この三つの大きな柱からするとかなり枝葉が伸びるわけです。その枝葉の部分について、例えばあえて政策表明されていない事案があるとするならば、会派でそれを進めてほしいというようなことが仮にあるとするならば、そこに疑問点が出るんです。例えばの話です。それってやっぱり代表質問の性格に合うと思うんですが、そういう類です。あくまで政策議論ですね。だから、大きな項目の中に入っているが、その項目の中になぜそれが入っていないのというような、これって重要視しないんですかというようなものが仮にあるならば、それは議論の対象になると思うんですが、私はそのように受け止めていますけれどもそれでいいんでしょうかということなんです。

大井淳一郎委員長 今回、どんな施政方針を出してくるか分かりませんが、3本柱を中心に出してくると思います。3本柱についてただしていく中で、こういうことが必要ではないか、こういう方向性で進めていくべきではないかという、そういう方向性を促すのは、むしろ代表質問に合うのか

なと思いますけれどもね。いきなり最初からではなくて、その延長線上の、例えば子育て支援なら、今こういうふうになっているけれども、このような形でやっていくべきではないかというようなことはあり得ると思うんですけれども。これは、私の個人の考えなんで、ちょっと皆さんのほうで確認してもらえたら。

笹木慶之副委員長　ですから、全く随分端っこにあるようなものを引っ張り出してということではなしに、隣接するような問題、同項目で捉えるような問題が欠落しておるが、それって政策の中に思いはないんですかというようなことがあると思うんです。それが、たまたまここには記載していないが、これに連動して行っているというようなこともあるかもしれないし。いや、それは今年は重点項目に挙げていないということになるかもしれないし、しかし、それが政策じゃないかと思うんです。だから、その部分については、私はあえて言ったのはそれはあり得るので、それについてはこの対象にしてほしいというか、なるんではないかということ念を押したわけです。決して一般質問に該当するようなことを申し上げているわけではありません。

大井淳一郎委員長　今、副委員長がおっしゃっていますが、議運の委員の皆さんもそのような方向はあるなとは思いますが、どうですか。

河崎平男委員　取りあえず施政方針が出て細かく、枝葉のこともあるかも分かりませんが、施政方針を見られてという考えがやっぱり一番代表質問に合う、政策論争になると思いますので、発表された後にやっぱり考えられるべきと思います。

大井淳一郎委員長　施政方針を見て、それに沿ったものを質問していくんですが、副委員長が言われるのが、その中でここが弱いんじゃないかとか欠落しているんじゃないかということを指摘して、そこを提案するということはあり得ることだと思うんですけれど。

高松秀樹委員 委員長が言われるとおりはもちろんあることだと思いますし、資料2に書いてあるとおりで、我々議員なんで、この代表質問がうんぬんと書いてあるところをよく理解して行えば何の問題もないと思います。それ以上のことがあれば、今後議運の中でもう一度そこを議論し直すということでもいいんじゃないかなと思っています。

笹木慶之副委員長 あえて申し上げるのは、市長の施政方針を見るまでもなく、会派の中で政策として来年度こうあるべきだということを日ごろから議論しておくことが必要なんです。それに照らし合わせたときに、何でなのということがありますので、だから言っているわけです。だから見て何ぼではなしに、それは見たときにはないのとなるのかあったねとなるのかは別として、それが政策じゃいかということだから、その関連としてそれは含みますねということを行っているわけです。全く関係のないことを言うということではありません。それでいいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）もう1点聞きたいのが、あえて21日に一般質問通告締切り、代表質問通告締切り、同じ文言で書いてありますが、これは中身が違うようなことを聞いているんですけども。代表質問については22日に趣旨書締切りと書いてありますね。一般質問は全て趣旨書も出すでしょ。だから、これは違うんですよ。代表質問は誰がすることだけでいいんですね。その確認です。

中村議会事務局議事係長 副委員長がおっしゃったとおりです。

大井淳一郎委員長 21日の段階では、平成31年度施政方針についてという通告をしていただいて、会派何々の誰々が何番目にやるかということも含めて抽選をして、22日にはちゃんと詳しい内容をする。22日の午後4時から質問の調整をやるという流れなので、これは昨年同様ですけども、確認の意味も込めて副委員長が確認されたと思います。皆さん、そのほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）代表質問につい

てはこのように進めていきたいと思いますが、休憩ですね。どうしましょうか。一人ずつで取りましょうか。（発言する者あり）分かりました。一人一人休憩を取る。ただし、10分を5分にするとか、それは議長采配でやっていくということで。多少、昼を過ぎたり、午後5時を過ぎると思いますが、これは6人代表質問を行うとそうなる。午前2人午後4人でいいですね。午前3人だったら午前9時からになるんでね。午前2人午後4人でいきますか。（「はい」と呼ぶ者あり）従来どおり、午前10時から、そして恐らく午後5時は過ぎるかなということで、6人全員がされた場合ですね。それでは、代表質問については以上とします。議事日程案、資料3ですが、先ほど説明がありました。皆さんのほうで。委員会等の日程、時間については委員長等で調整しているようですので。一般質問は代表質問の日程が少し最初に、先日説明されたときよりは1日繰り下がっているという関係で、一般質問の枠が3日間になります。ですので、この辺多少変則的になりますが、これは一般質問の通告を待つて最終的な人数を決めたいと思います。皆さんのほうで議事日程案、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上とします。では、裏面を御覧ください。（7）陳情・要望書の取扱いについてです。

中村議会事務局議事係長 それでは（7）陳情要望書の取扱いについてです。

資料4を御覧ください。次第書のほうにも頭の部分は載せておりますが、このたび4件出ております。一つ目、学校図書館図書整備等5か年計画に基づく学校図書館への新聞配備のお願い。それから、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地域協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書。三つ目が奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書。四つ目、タイトルが陳情書のみでしたので、そのまま陳情書ということで載せております。中身はそれぞれ皆さん御覧いただきたいと思います。以上の4件が出ておりますので、取扱いの御検討をお願いいたします。

大井淳一郎委員長　ただいま、陳情・要望書の取扱いということで、4件あります。担当委員会を決めたいと思います。学校図書館図書整備5か年計画に基づく学校図書館への新聞配備のお願いは、総務でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）米軍基地負担に関する提言の主旨に基づいてうんぬんです。日米地位協定見直しを国に求める。この手のは国防ですね。これは、これまでは・・・対応どうしますか、これ。これまで国防に関するものはどう取り扱っていたか・・・この分につきましては、特定の担当委員会に振るということではなくて、議員各位でこの陳情書の趣旨を御覧になるという対応でよろしいですか。御覧いただくとよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それで行きたいと思います。次が、スギ・ヒノキの森林環境譲与税で順次計画天然林・・・どうしますか。総務で対応できますか。森林環境譲与税でうんぬん。（発言する者あり）では、総務にします。最後の陳情書は地方卸売市場です。これにつきましては、現在、産業建設常任委員会でここの団体と意見交換もされていることでもありますので、産業建設に振りたいと思います。取扱いのほう、それぞれの担当委員会をお願いしたいと思います。では、繰り返しますが、学校図書館のは総務、全国知事会の地位協定の見直しは担当委員会に振らない、スギ・ヒノキの森林環境譲与税は総務、最後の陳情書は産業建設ということでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それで行きたいと思います。

高松秀樹委員　最後の陳情書についてなんですけれども、これは参考人をお呼びするようになるんですか。

大井淳一郎委員長　これは、担当委員会で決められるべきかと思います。

高松秀樹委員　議会基本条例は、市民からの陳情は請願と同じ扱いにしているはずですが。つまり、請願と一緒に参考人をお呼びして事情を聴くというのを条例上位置付けていますので、ほかのは市民からの陳情じゃないんで取扱いが違うんですが、これだけはそういう取扱いになるのかなとい

う気がしたんですが。だから、条例に何て書いてあったか。呼ばんにゃいけて書いてあったかどうかですけど。

大井淳一郎委員長 機会を与えるという表現ですね。陳述の機会を与える。議会基本条例上の位置付けを確認したいと思います。議会基本条例第20条は、議会は請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においてはこれら提案者の意見を聞く機会を設けなければなりません、ということですね。最終的には担当委員会で決めて・・・（発言する者あり）担当委員会のほうでその辺は条例の趣旨を汲み取っていただいて・・・（発言する者あり）はい。そのように対応方願います。それでは、その他です。（１）、（２）をまず。

中村議会事務局議事係長 （１）、（２）まで行きます。（１）全員協議会の開催日ですが、もう既にメール等でお知らせはいたしておったかと思いますが、明日15日金曜日本会議終了後に全員協議会の開催を予定しておりますので、ここで今回の議運決定事項を行っていただくのがよろしいかなと思います。それと併せて（２）議会運営委員会の開催日を今回載せておりますが、先ほど議事日程のところでも触れましたが、21日木曜日の午後1時で議会運営委員会の開催を予定しております。

中村議会事務局長 補足といいますか、議運決定事項の報告、明日の本会議終了後ですが、本日決めていただいた事項に加えて、議場に国旗を掲揚する件、これまだ報告していないので併せて報告していただきたいというふうに思っております。

大井淳一郎委員長 先日は臨時会を受けての報告だったのですが、第31回議運のときに決定した事項の報告もするということよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、（１）、（２）については終わります。（３）市議会モニターの意見について、資料5を御覧ください。先日の議会運営委員会の中で議論した結果をまとめたものです。これについて、

この場で行うということによって本来の形で皆さんとともに文書を確認して、広聴特別委員会へ届けたいと思います。1番、一般質問を傍聴しましたうんぬんですが、読み上げますので皆さんのほうで御指摘いただければと思います。「一般質問は、市政の重点施策について市長に政策変更を促すものでなくてはなりません。そのためには議員側の資質を向上させることに加えて、市長側も特に重要な案件や自身の政治姿勢について答えていくことが必要であると考えます。12月定例会では御指摘のような事態は生じていませんが、今後も必要に応じて議長の議事整理権を行使してもらいます。併せて、このような意見があったことを執行部に対して申し添えます。」ということです。

高松秀樹委員　ちょっと気になったのが最初のところ、「一般質問は、市政の重点施策について市長に政策変更を促すものでなくてはなりません。」ですが、ここをもしかしたら一般質問の意義を言われているのであればもちろんこれだけではないので、しっかり書いたほうがいいのかという気持ちです。ちなみに議会基本条例を参考にしますと、「一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするもの」と書いてありますので、意義を書かれるんだったらその辺まで書き込まないといけないのかなという気がしました。

大井淳一郎委員長　今、高松委員のほうから条例に沿って一般質問の意義を最初にきっちり書いたほうがいいのかということですが、皆さんそれでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように差し替えていきたいと思います。それでは、ほかはよろしいですか。続いて、傍聴席の件です。傍聴席や傍聴規則について述べますということです。傍聴席の活用ですが、「身障者以外の方も利用していただく方向で傍聴規則を改正すると共に、傍聴席の整備や定員オーバーした場合の対応などについて検討します。」ということですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、このように回答したいと思います。次ですが、傍聴人受付票

です。「傍聴人受付票の廃止については意見が分かれています。メリットとデメリットを勘案しながら、取扱いについて再度協議をします。なお、傍聴人に氏名等を記入してもらうことは、傍聴人の取締りを目的とした個人情報の収集であり、条例違反とは考えていません。」ということですが、条例違反ではないかということがありましたので、このように回答ということで、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、係員うんぬんです。「ここでいう係員とは議会事務局の職員を指しています。その数は条例で7人と決まっており、傍聴席入り口に職員を常時配置することは難しいと考えます。」ということですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次ですが、請願うんぬんですが、「今後は請願のみならず、委員会等で審議された陳情についてもその結果を提出者に通知します。」ということですが、これについて。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）委員会等で審議されたということですから、基本条例に沿って市内に住所を有している人からの陳情に当たるということで、委員会等で取り上げられた陳情ということですが、今後はということでもよろしくお願いします。次に第34条ですが、議会基本条例の検証についてです。「前回の検証は平成29年度に行なっており、9月に条例の一部改正をしています。その際には、全議員に条例の達成度に関するアンケートをとっています。」今までどういうことをやってきたのかということに対する回答ですが、このようなことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そして、罰則を設けるべきではないかということですが、「本条例に罰則を設ける考えはありませんが、御指摘のようなことがないように条例を遵守してまいります。」ということで、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、モニターからの意見3、二元代表制と議会の役割については「貴重な御意見として承ります。」とします。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）次は、答弁についてです。これは、先ほどの重複です。高松委員が言われたような形で、この回答案を差し替えた形で回答したいと思います。その他のその他で、皆さんのほうで確認したいこととかありますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局もよろしいですか。（「は

い」と呼ぶ者あり)では、以上をもちまして、第33回議会運営委員会を閉じます。皆さん、お疲れ様でした。

午前11時48分 散会

平成31年（2019年）2月14日

議会運営委員長 大井 淳一郎